東海発電所及び東海第二発電所 原子炉施設保安規定変更認可申請書 補足説明資料②

(原子炉設置許可申請書の取り扱い)

2022 年 8 月 4 日 日本原子力発電株式会社

- 1. 東海第二発電所周辺監視区域境界変更に伴う原子炉設置許可申請の要否について
- 2. 線量評価に係る影響評価及び分析
 - 2.1 線量計算地点の選定の考え方及び影響
 - 2.2 平常時線量評価に対する影響
 - 2.3 事故時線量評価に対する影響
- 3. 原子炉設置許可申請書における周辺監視区域境界に係る記載と影響について

1. 東海第二発電所周辺監視区域境界変更に伴う原子炉設置許可申請の要否について

東海第二発電所で実施している安全性向上対策工事の進捗に伴い,作業用地(躯体工事に伴う鉄筋の組み立て作業,コンクリート打設のための型枠の組み立て作業等)を確保する必要があるため,東海第二発電所周辺監視区域境界南側の一部を拡張することとしている。この周辺監視区域境界の変更に関して,原子炉設置許可申請書の本文記載事項への影響について確認した。

確認の結果、周辺監視区域境界の変更に伴う本文記載事項の変更は不要であることから、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第四十三条の三の八に基づく、 東海第二原子力発電所原子炉設置許可申請書の変更許可申請は不要である。なお、今回変更 する周辺監視区域境界は、安全性向上対策工事の終了後、変更前の位置に復旧する。

原子炉設置許可申請書の本文及び添付書類における周辺監視区域境界に係る記載並びに 今回の変更が記載事項の変更を伴うものであるか否かについての確認結果については次項 以降に示す。

【核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(抜粋)】

(変更の許可及び届出等)

第四十三条の三の八 第四十三条の三の五第一項の許可を受けた者(以下「発電用原子炉設置者」という。)は、同条第二項第二号から第五号まで又は第八号から第十一号までに掲げる事項を変更しようとするときは、政令で定めるところにより、原子力規制委員会の許可を受けなければならない。ただし、同項第四号に掲げる事項のうち工場若しくは事業所の名称のみを変更しようとするとき、又は同項第五号に掲げる事項の変更のうち第四項の原子力規制委員会規則で定める変更のみをしようとするときは、この限りでない。

(設置の許可)

- 第四十三条の三の五 発電用原子炉を設置しようとする者は、政令で定めるところにより、原子力規制 委員会の許可を受けなければならない。
- 2 前項の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。
- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 使用の目的
- 三 発電用原子炉の型式、熱出力及び基数
- 四 発電用原子炉を設置する工場又は事業所の名称及び所在地
- 五 発電用原子炉及びその附属施設(以下「発電用原子炉施設」という。)の位置、構造及び設備
- 六 発電用原子炉施設の工事計画
- 七 発電用原子炉に燃料として使用する核燃料物質の種類及びその年間予定使用量
- 八 使用済燃料の処分の方法
- 九 発電用原子炉施設における放射線の管理に関する事項
- 十 発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の事故が発生した場合における当該事故に対処するため に必要な施設及び体制の整備に関する事項
- 十一 発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項

- 2. 線量評価に係る影響評価及び分析
- 2.1 線量計算地点の選定の考え方及び影響
- 2.1.1 平常運転時の線量計算地点の選定の考え方

平常運転時の線量計算地点の選定においては、「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に対する評価指針」に従い、周辺監視区域境界上で計算点がほぼ均等の間隔で得られるよう東海第二発電所の主排気筒を中心として、その点から 16 方位に計算点を選定している。

なお, 希ガスのγ線に起因する実効線量は, 周辺監視区域境界上に線量計算地点を選定 し, また, 人の居住に着目した場合の実効線量は, 隣接事業所の周辺監視区域境界を含め た非居住区域境界上に線量計算地点を選定している。

2.1.2 事故時の線量計算地点の選定の考え方

事故時の線量評価においては、設計基準事故では、隣接事業所の周辺監視区域境界を含めた非居住区域境界上で放出源を中心とした 16 方位に線量計算地点を選定している。また、有効性評価(炉心損傷防止対策)における線量評価では、非居住区域境界上及び敷地境界上で放出源を中心とした 16 方位に線量計算地点を選定している。

(発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に対する評価指針の抜粋)

V. 線量の計算地点

線量の評価は、「II線量評価の範囲」に述べたように、原子炉施設周辺において各被ばく 経路について線量が最大となる地点で行うことを原則としている。

線量の計算地点の選定は、放射性希ガスからのガンマ線による実効線量の場合と放射性よう素の摂取による実効線量の場合とに対して、下記のように行うこととした。

1. 放射性希ガスによる実効線量

放射性希ガスによる実効線量は、放射性雲からのガンマ線がその対象となすので、希ガスの濃度よりもガンマ線そのものに着目する必要がある。

最大の線量は、敷地周辺の線量分布を求め、その分布から定めるようにする。線量分布は、例えば、敷地境界上の計算点がほぼ均等の間隔で得られるよう中心点を敷地内に選び、その点から 16 方位に計算点を選定して線量計算すれば得られる。

ただし、山岳や海岸のように明らかに人が住居しない場所は除外することができる。放射性物質を複数点から放出する場合、原則としては、計算地点における各放出源からの寄与を求めて合計するが、計算結果が安全側に得られることを示すならば単独放出源を仮定して計算してもよい。

- 2.2 平常時線量評価に対する影響
- 2.2.1 放出源から線量計算地点までの距離

周辺監視区域境界の変更箇所は図 2-1 の青線で示す位置であり,既存の位置から約 50m 外側へ拡張される。

周辺監視区域境界の変更箇所は既存の線量計算地点にあたらないが,変更による線量評価への影響を確認する観点から,図 2-1 に示す評価点A及びBにおける線量影響を評価する前提として,線量計算地点S(南),SSW(南南西)における評価条件を適用し,線量評価を行った。

評価点Aは、変更する周辺監視区域境界付近の線量評価地点S(南)から50m 拡張された位置とし、放出源からの距離が380m となる。評価点Bは、変更する周辺監視区域境界付近の線量評価地点S(南)から50m 拡張された位置とし、放出源からの距離が400m となる。

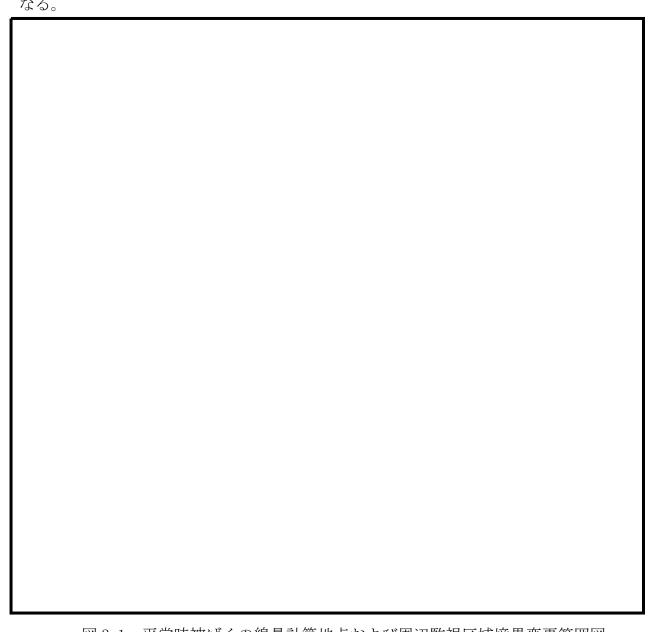


図 2-1 平常時被ばくの線量計算地点および周辺監視区域境界変更範囲図

2.2.2 確認結果

(1) 平常運転時における一般公衆の受ける実効線量

添付書類九の平常運転時における一般公衆の受ける実効線量は,「周辺監視区域境界に おける希ガスのγ線に起因する実効線量」及び「人の居住に着目した場合の実効線量」が ある。

(i) 周辺監視区域境界における希ガスのγ線に起因する実効線量

今回の周辺監視区域境界の変更により放出源から線量計算地点までの距離で影響を 受けるのは「周辺監視区域境界における希ガスのγ線に起因する実効線量」である。

放出源から線量計算地点までの距離の変更の影響を確認するため、評価点A及び評価点Bの線量評価を行った。評価点Aの実効線量は、約 2.4μ Sv/yとなり、線量計算地点S(南)の線量評価結果に比べ線量影響は同程度である。また、評価点Bの実効線量は、約 4.0μ Sv/yとなり、線量計算地点SSW(南南西)の線量評価結果に比べ線量影響は1割程度低減する。(表 2-1、図 2-3 参照)

「周辺監視区域境界における希ガスの γ 線に起因する実効線量」の各方位の実効線量は表 2-1 及び図 2-2 に示すとおりであり、実効線量が最大となる方位は主排気筒のSW(南東)で約 5.5μ Sv/ γ となっている。

また,周辺監視区域境界を変更する主排気筒のS(南),SSW(南南西)の「周辺監視区域境界における希ガスの γ 線に起因する実効線量」は約 2.5μ Sv/y,約 4.3μ Sv/y であり,実効線量が最大となる主排気筒のSW(南西)の約 5.5μ Sv/y に対して低い値となっている。

(ii) 人の居住に着目した場合の実効線量

「人の居住に着目した場合の実効線量」の線量計算地点は、図 2-4 に示すとおり、 東海第二発電所の周辺監視区域境界に隣接事業所の周辺監視区域境界を加えた区域を 非居住区域とし、非居住区域境界上に線量計算地点を設定しており、今回の周辺監視 区域の変更による影響はない。

表 2-3 に示すとおり「人の居住に着目した場合の実効線量」が最大となる主排気筒の SW (南西) であり、各被ばく経路から受ける実効線量の合計は、表 2-3 に示すとおり約 8.4μ Sv/y である。に変更はなく「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針」に示される線量目標値 50μ Sv/y に影響を与えるものではない。

なお、添付書類九では、運転中の東海発電所からの影響について参考として記載しているが、東海発電所は廃止措置中であり、今回の周辺監視区域境界の変更の影響の詳細については資料4にて説明する。

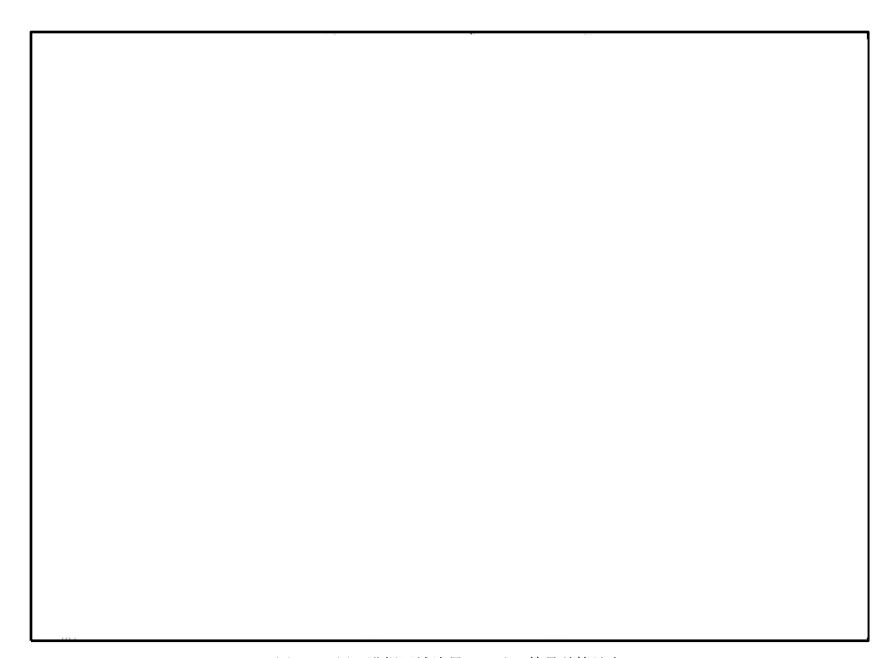


図 2-2 周辺監視区域境界における線量計算地点

表 2-1 周辺監視区域境界における希ガスのγ線に起因する実効線量

			所排気筒から 地点への 距離 (m)	希ガスのγ線に起因する 実効線量 (μ Sv/y)
		方 位	距 離	
		WSW	640	約 3.2×10°
		W	530	約 2.4×10°
		WNW	600	約 1.8×10°
周辺監		NW	660	約 1.4×10°
		NNW	890	約 1.1×10°
		N	850	約 1.3×10°
		NNE	600	約 1.5×10°
		ΝE	360	約 2.2×10°
	海側	ENE	270	約 3.4×10°
		Е	230	約 4.5×10°
参考		ESE	250	約 4.8×10°
地点		SE	290	約 4.6×10°
地点		SSE	350	約 3.0×10°
	原子力科学	S	330	約 2.5×10°
	研究所側	SSW	350	約 4.3×10°
		SW	430	約 5.5×10°

実効線量が 最大となる方位

図 2-3 評価点A, Bにおける希ガスのγ線に起因する実効線量

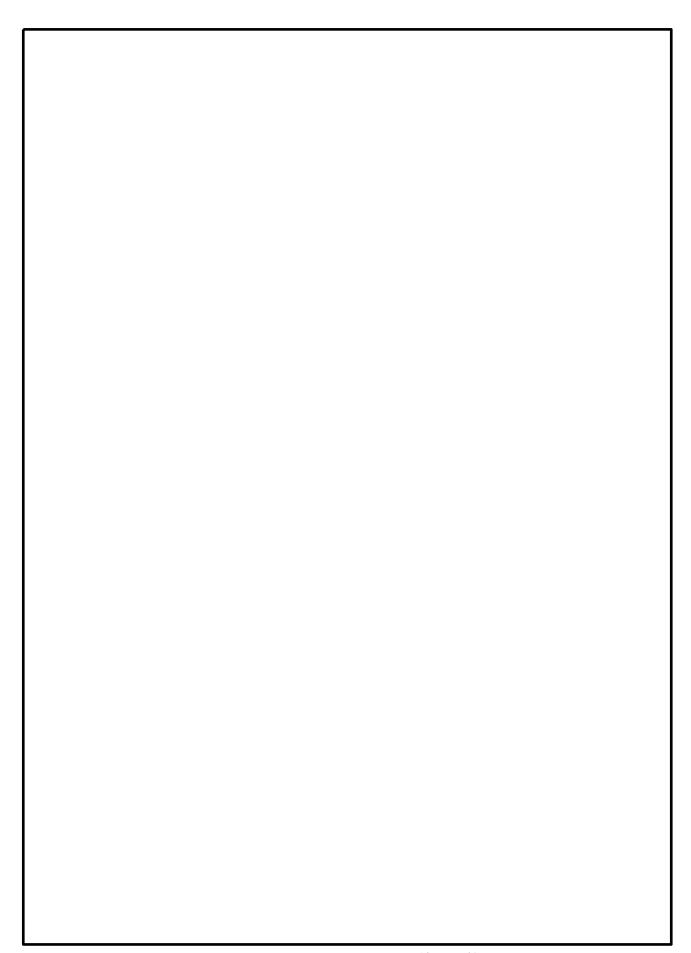


図 2-4 非居住区域境界における線量計算地点

表 2-2 人の居住に着目した場合の希ガスのγ線に起因する実効線量

線量計算地点 [東海第二発電所排気筒からの方位及び距離 (m)]			希ガスのγ線に起因する 実効線量 (μSv/y)	
	方 位	距離		
A	NNE	600	約 1.5×10°	
В	N	850	約 1.3×10°	
С	NNW	890	約 1.1×10°	
D	NW	660	約 1.4×10°	
E	WNW	600	約 1.8×10°	
F	W	660	約 2.1×10°	
G	WSW	930	約 2.3×10°	
Н	SW	1,280	約 2.8×10°	実効線量が最大 となる計算地点
I	SSW	1,690	約 1.0×10°	
J	S	1,870	約 5.0×10 ⁻¹	
K	SSE	2,900	約 4.8×10 ⁻¹	

表 2-3 人の居住に着目した場合の実効線量

被ばく経路	実効線量 (μ Sv/y)	備考
気体廃棄物中の希ガスのγ線に よる実効線量	約 2. 8	非居住区域境界上の線量計算地点で最大となる実効 線量(表 3-5 参照)
液体廃棄物中の放射性物質(よ う素を除く)による実効線量	約 5.2	液体廃棄物中の放射性物質の年間放出量における海 水中の放射性物質の濃度から算出した実効線量
気体廃棄物中及び液体廃棄物中 に含まれるよう素を同時に摂取 する場合の実効線量	約 0.4	気体廃棄物中に含まれるよう素は非居住区域境界の 以遠で最大濃度となる地点(SW(南西)4,400m地 点)の実効線量 液体廃棄物中に含まれるよう素は液体廃棄物中の放 射性物質と同様に算出した実効線量
合 計	約8.4	

2.3 事故時線量評価に対する影響

事故時の線量評価については、「2.1.2 事故時の線量計算地点の選定の考え方」のとおり、 非居住区域境界上または敷地境界上で放出源を中心とした 16 方位のうち海側方位を除い た線量計算地点を選定し評価している。

設計基準事故の各方位の線量計算地点は、東海第二発電所の周辺監視区域境界に隣接事業所の周辺監視区域境界を加えた区域を非居住区域とし、非居住区域境界上に設定しており、今回の周辺監視区域境界の変更は、非居住区域境界内での変更であり、設計基準事故における非居住区域境界上の線量計算地点に影響はない。

有効性評価(炉心損傷防止対策)の各方位の線量計算地点は,非居住区域境界上及び敷地境界上に設定しており,今回の周辺監視区域境界の変更は,非居住区域境界内での変更であること,また,敷地境界は変更しないことから有効性評価(炉心損傷防止対策)における非居住区域境界上及び敷地境界上の線量計算地点に影響はない。

各々の事故時の線量が最大となる方位は,第 2-5 図及び第 2-6 図に示すとおりで,周辺 監視区域境界の変更となる方位ではないことから,線量評価への影響はない。

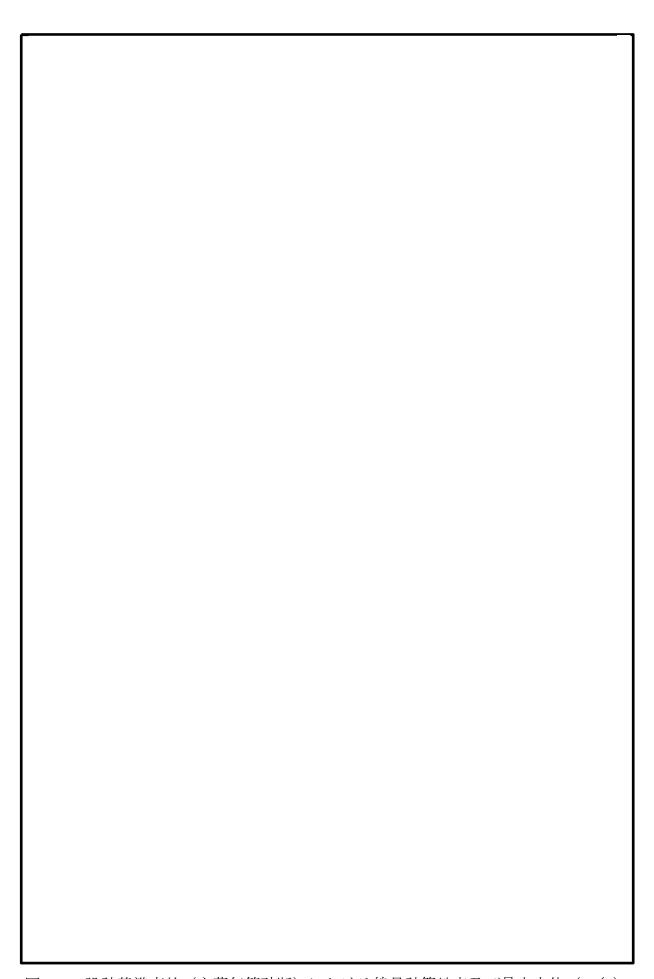


図 2-5 設計基準事故(主蒸気管破断)における線量計算地点及び最大方位(1/2)

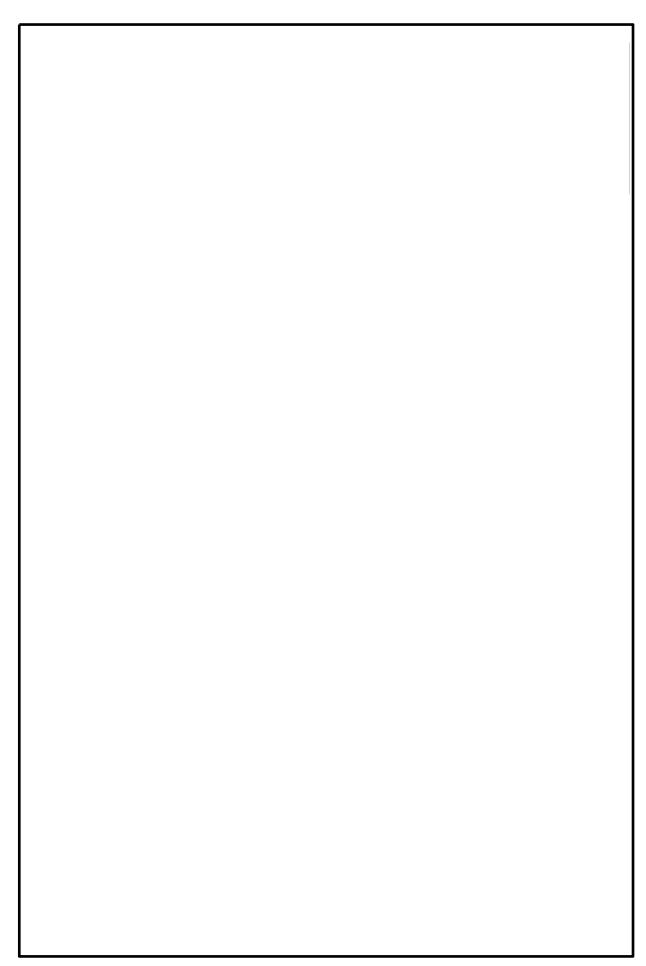


図 2-5 設計基準事故(主蒸気管破断を除く)における線量計算地点及び最大方位(2/2)

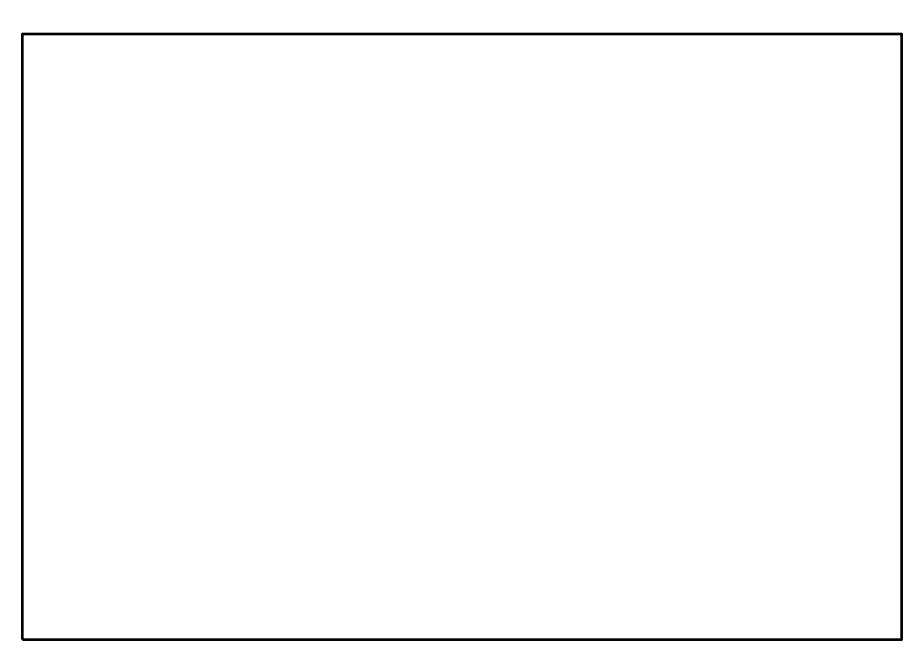


図 2-6 有効性評価 (炉心損傷防止対策) における線量計算地点及び最大方位 (1/4)

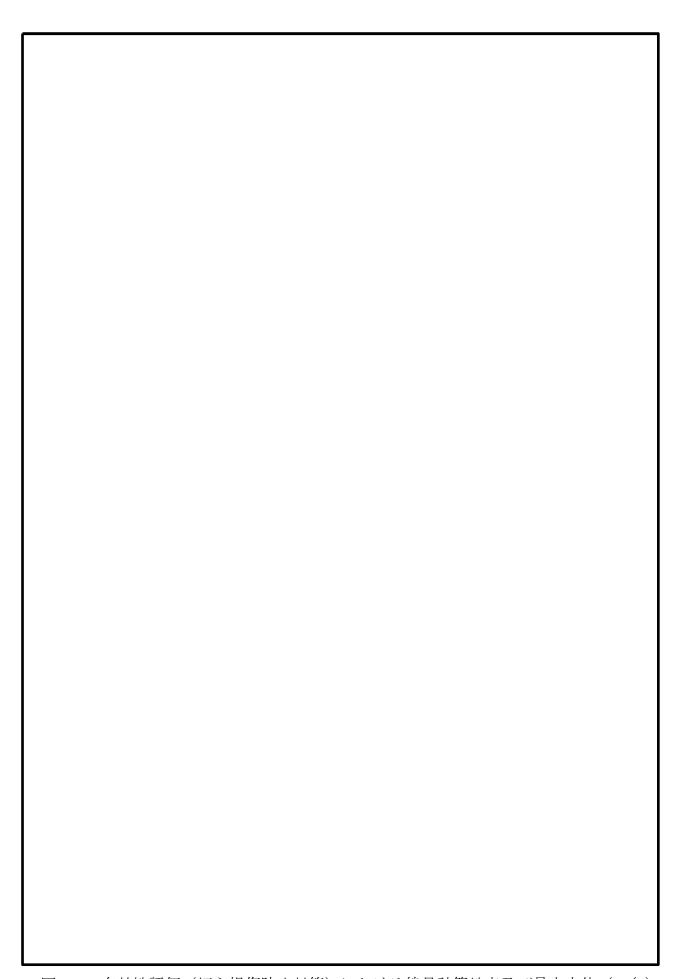


図 2-6 有効性評価 (炉心損傷防止対策) における線量計算地点及び最大方位 (2/4)

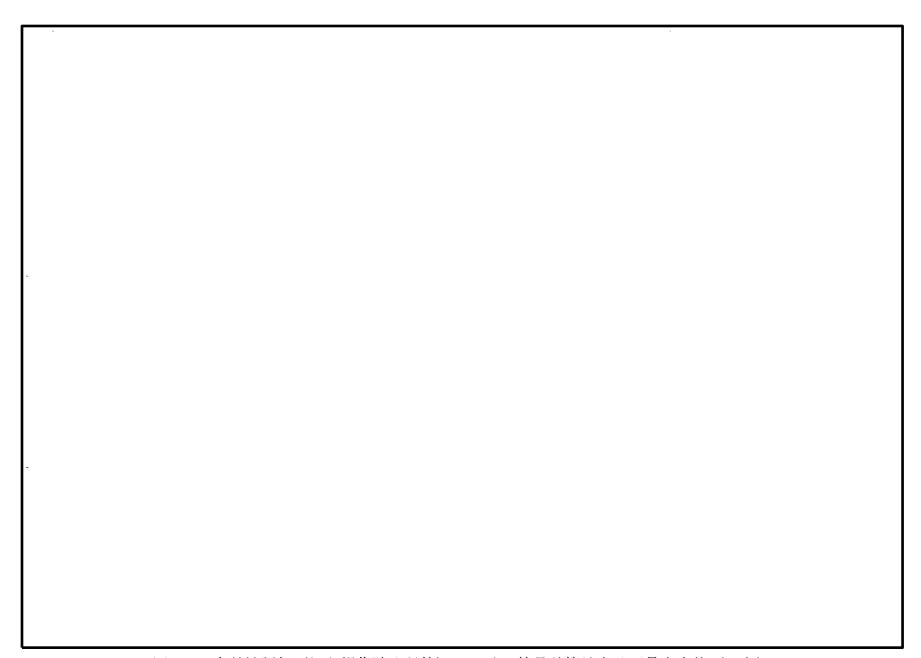


図 2-6 有効性評価 (炉心損傷防止対策) における線量計算地点及び最大方位 (3/4)

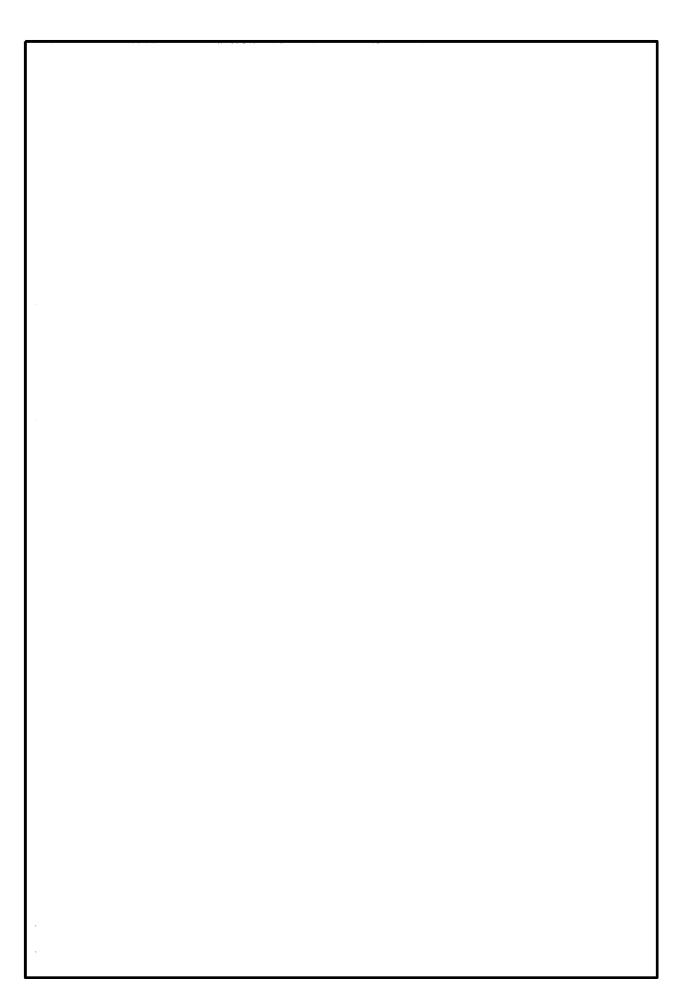


図 2-6 有効性評価 (炉心損傷防止対策) における線量計算地点及び最大方位 (4/4)

3. 原子炉設置許可申請書における周辺監視区域境界に係る記載と影響について 原子炉設置許可申請書の本文及び添付書類における周辺監視区域境界に係る記載並びに 周辺監視区域境界の変更が記載事項の変更を伴うものであるか否かについて確認した。

原子炉設置許可申請書における周辺監視区域境界に係る記載と影響の有無及びその理由について表 3-1 に示す。

表 3-1 原子炉設置許可申請書における周辺監視区域境界に係る記載と影響について

原子炉設置 許可申請書	項目	記載		理由
	五 発電用原子炉及びその附属施設の位置, 構造及び設備イ 発電用原子炉施設の位置(1) 敷地の面積及び形状	東海第二発電所の敷地の広さは約75万m ² であり、そのうち、約11万 m ² は国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から土地の権利を得て発電用原子炉施設を設置する。		周辺監視区域境界の変更であり敷地境界を変更しないことから、敷地の面積及び形状に変更はない。
	五 発電用原子炉及びその附属施設の位置, 構造及び設備 イ 発電用原子炉施設の位置 (2) 敷地内における主要な発電用原子炉施 設の位置	発電用原子炉の本体は、東海発電所の北側に設置する。 (中略) 炉心の中心から隣接する東海発電所の敷地を含む敷地境界までの 最短距離は、北方向で約330mである。	なし	周辺監視区域境界の変更であり敷地境界を変更しないことから、 炉心の中心から敷地境界までの最短距離に変更はない。
本文	九 発電用原子炉施設における放射線の管 理に関する事項	人の居住の可能性のある地点における気体廃棄物中の希ガスの γ 線による実効線量,液体廃棄物中の放射性物質(よう素を除く。)による実効線量並びに気体廃棄物中及び液体廃棄物中に含まれるよう素を同時に摂取する場合の実効線量は,それぞれ年間約 2.8μ Sv,年間約 5.2μ Sv,年間約 0.4μ Sv となり,合計は年間約 8.4μ Sv である。この値は,「線量目標値に関する指針」に示される線量目標値の年間 50μ Sv を下回る。なお,原子炉施設の設計及び管理によって,通常運転時において原子炉施設からの直接 γ 線及びスカイシャイン γ 線による空気カーマが,人の居住の可能性のある地域において年間 50μ Gy を下回		周辺監視区域境界の変更は、線量が最大となる方位ではないため 評価結果に影響はない。(詳細は「2. 線量評価に係る影響評価及び分析」に示す)
	十 発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項ロ 設計基準事故 事故に対処するために必要な施設並びに発生すると想定される事故の程度及び影響の評価を行うために設定した条件及びその評価の結果(3) 評価結果		なし	線量は非居住区域境界で評価しており、尚且つ、線量が最大とれる方位は、周辺監視区域境界の変更となる方位ではないため、記価結果に影響はない。(詳細は「2.線量評価に係る影響評価及び分析」に示す)

原子炉設置 許可申請書	項目	記載	影響有無	理由
	十 発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項 ハ 重大事故に至るおそれがある事故又は重大事故 事故に対処するために必要な施設及び体制並びに発生すると想定される事故の程度及び影響の評価を行うために設定した条件及びその評価の結果 (2) 有効性評価 (ii) 解析条件 (f) LOCA時注水機能喪失	$(f-10-8)$ 敷地境界における大気拡散条件については、格納容器圧力逃がし装置を用いる場合は、地上放出、実効放出継続時間 1 時間の値として、相対濃度(χ/Q)を 8.2×10^{-5} (s/m^3)、相対線量(D/Q)を 9.9×10^{-19} (Gy/Bq)とし、耐圧強化ベント系を用いる場合は、排気筒放出、実効放出継続時間 1 時間の値として、相対濃度(χ/Q)は 2.0×10^{-6} (s/m^3)、相対線量(D/Q)は 8.0×10^{-20} (Gy/Bq)とする。また、非居住区域境界における大気拡散条件については、格納容器圧力逃がし装置を用いる場合は、地上放出、実効放出継続時間 1 時間の値として、相対濃度(χ/Q)を 3.1×10^{-5} (s/m^3)、相対線量(D/Q)を 4.1×10^{-19} (Gy/Bq)とし、耐圧強化ベント系を用いる場合は、排気筒放出、実効放出継続時間 1 時間の値として、相対濃度(χ/Q)は 2.0×10^{-6} (s/m^3)、相対線量(y/Q)は y/Q 0 は y/Q 0 は y/Q 0 は y/Q 0 と y/Q 0 は y/Q 0 と		線量は敷地境界及び非居住区域境界で評価しており、尚且つ、線量が最大となる方位は、周辺監視区域境界の変更となる方位ではないため、評価結果に影響はない。(詳細は「2.線量評価に係る影響評価及び分析」に示す)
本文	十 発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項 ハ 重大事故に至るおそれがある事故又は重大事故 事故に対処するために必要な施設及び体制並びに発生すると想定される事故の程度及び影響の評価を行うために設定した条件及びその評価の結果 (2) 有効性評価 (iii) 評価結果 a. 運転中の原子炉における重大事故に至るおそれがある事故	(d) (中略) なお,格納容器圧力逃がし装置等を使用する事故シーケンスグループにおいて敷地境界及び非居住区域境界での実効線量が最も厳しくなる「中破断LOCA時に高圧注水機能及び低圧注水機能が喪失する事故」において、格納容器圧力逃がし装置による格納容器ベント時の敷地境界での実効線量の評価結果は約4.1×10 ⁻¹ mSv、耐圧強化ベント系による格納容器ベント時の敷地境界での実効線量の評価結果は約6.2×10 ⁻¹ mSv であり、また、格納容器圧力逃がし装置による格納容器ベント時の非居住区域境界での実効線量の評価結果は約1.6×10 ⁻¹ mSv、耐圧強化ベント系による格納容器ベント時の非居住区域境界での実効線量の評価結果は約1.6×10 ⁻¹ mSv、耐圧強化ベント系による格納容器ベント時の非居住区域境界での実効線量の評価結果は約6.2×10 ⁻¹ mSv であり、いずれの場合も、周辺の公衆に対して著しい放射線被ばくのリスクを与えることはない。	なし	線量は敷地境界及び非居住区域境界で評価しており、尚且つ、線量が最大となる方位は、周辺監視区域境界の変更となる方位ではないため、評価結果に影響はない。(詳細は「2.線量評価に係る影響評価及び分析」に示す)
申請書添付参考図	_	_	なし	敷地全体を示す図であるが、安全対策工事終了後、周辺監視区域 を変更前の位置に復旧するため周辺監視区域境界の修正は不要
添付書類一	変更後における発電用原子炉の使用の目的 に関する説明書		なし	発電用原子炉の使用の目的に関する説明書であり,周辺監視区域 境界の変更による影響はない
添付書類二	変更後における発電用原子炉の熱出力に関する説明書	_	なし	発電用原子炉の熱出力に関する説明書であり、周辺監視区域境界 の変更による影響はない

原子炉設置 許可申請書	項目	記載	影響有無	理由
添付書類三	変更の工事に要する資金の額及び調達計画 と記載した書類		なし	工事に要する資金の額及び調達計画を記載した書類であり、周辺 監視区域境界の変更による影響はない
添付書類四	変更後における発電用原子炉の運転に要す - る核燃料物質の取得計画を記載した書類		なし	発電用原子炉の運転に要する核燃料物質の取得計画を記載した 類であり、周辺監視区域境界の変更による影響はない
添付書類五	変更に係る発電用原子炉施設の設置及び運 ― 転に関する技術的能力に関する説明書		なし	発電用原子炉施設の設置及び運転に関する技術的能力に関する 明書であり、周辺監視区域境界の変更による影響はない
添付書類六	第5.5-5表 放出源の有効高さ	方位 通常運転時 設計基準事故時 取海第二発電所 取海第二発電所 取海第二発電所 取海第二発電所 N 190 75 105 N N N N N N N N N	なし	周辺監視区域境界の変更により線量計算地点の選定の考え方が変わるものではなく影響はない。また、今回の作業用地の拡張に伴う放出源の有効高さを決定する影響はない。
	第5.5-12表 安全評価に使用する相対濃度 (χ/Q)及び相対線量(D/Q)	原子炉倍均材更失 排気筒 24 D/Q 4 放射性気体廃棄物 処理施設の破損 排気筒 1 D/Q 8 燃料集合体の落下 排気筒 非常用ガス処理系 排気筒 5 x/Q 2 側御棒落下 排気筒 15 D/Q 5 15 D/Q 5 24 x/Q 8 12 D/Q 5 主蒸気管硬脂 タービン練屋 20 x/Q 1	- 0×10 ⁻⁷ - 5×10 ⁻²⁰ - 5×10 ⁻²⁰ - 0×10 ⁻⁶ - 1×10 ⁻²⁰ - 5×10 ⁻⁷ - 1×10 ⁻²⁰ - 1×10 ⁻⁵ - 4×10 ⁻¹⁹ 小高さにおける風	設計基準事故の相対濃度及び相対線量は非居住区域境界で評価 ており、尚且つ、最大となる方位は、周辺監視区域境界の変更 なる方位ではないため、評価結果に影響はない。(詳細は「2.線量 評価に係る影響評価及び分析」に示す)

原子炉設置 許可申請書	項目	記載	影響有無	理由
添付書類七	変更に係る発電用原子炉又はその主要な附属施設の設置の地点から二十キロメートル以内の地域を含む縮尺二十万分の一の地図及び五キロメートル以内の地域を含む縮尺五万分の一の地図		なし	発電用原子炉又はその主要な附属施設の設置の地点から二十キロメートル以内の地域を含む縮尺二十万分の一の地図及び五キロメートル以内の地域を含む縮尺五万分の一の地図に関する書類であり,周辺監視区域境界の変更による影響はない
添付書類八	 安全設計 1.1 安全設計の方針 1.1.1 安全設計の基本方針 1.1.1.1 放射線被ばく 	平常運転時,発電所従業員及び発電所周辺の一般周辺公衆に対し, 「原子炉等規制法」に基づき定められている線量限度を超える放 射線被ばくを与えないように設計する。	なし	設計方針に変更はない
添付書類九	第 5.1-1 表 放出源の有効高さ	(m) 方 位 有効高さ N 190 NNE 200 NE 195 SE 170 SSE 185 S 210 SSW 180 SW 150 WSW 195 W 205 WNW 205 NW 220 NNW 220 NNW 200 (注 1) 表中の方位以外の有効高さについては、上表の有効高さのうち最も低い値を使用する。 (注 2) 方位SSEは海を隔てて比較的近距離のところに陸地が存在するため、有効高さを評価した。	なし	周辺監視区域境界の変更により線量計算地点の選定の考え方が変わるものではなく影響はない。また、今回の作業用地の拡張に伴う放出源の有効高さを決定する風洞実験に対する影響はない。

原子炉設置許可申請書	項目			記載		影響有無	理由
	5. 平常運転時における一般公衆の受ける 線量評価 5.1 東海第二発電所の放射性廃棄物により 一般公衆の受ける線量評価 5.1.1 線量の計算 5.1.1.1 気体廃棄物中の希ガスのγ線に起 因する実効線量 5.1.1.1.1 連続放出の場合 (1) 計算のための前提条件 d.線量計算地点	周辺監視区域は、第3.1-2図に示されるように、南側では原子力 科学研究所周辺監視区域に接しており、東側では海となっている。 したがって、線量の計算は排気筒を中心として16方位に分割した 北側及び西側の周辺監視区域境界の各地点について行う。					周辺監視区域境界の変更は、線量が最大となる方位ではないため、 評価結果に影響はない。(詳細は「2.線量評価に係る影響評価及 び分析」に示す)
	 5. 平常運転時における一般公衆の受ける線量評価 5.1 東海第二発電所の放射性廃棄物により一般公衆の受ける線量評価 5.1.1 線量の計算 5.1.1.1 気体廃棄物中の希ガスのγ線に起因する実効線量 5.1.1.1.3 計算結果 	子力科学研究所の 東側の9方位につった結果は、第5 これによれば、よ	域と接する の γ 線に。 にすとおりで の周辺監視	立並びに参考として,原 南側及び海となっている よる実効線量の計算を行 ある。 区域境界外で希ガスのγ 南西約 640m の地点にお	なし	周辺監視区域境界の変更は、線量が最大となる方位ではないため、 評価結果に影響はない。(詳細は「2.線量評価に係る影響評価及 び分析」に示す)	
添付書類九	第 5.1-6 表 周辺監視区域境界における希ガスの y 線に起因する実効線量(東海第二発電所)	周辺監視区域境界 海 側 参考 地点 原子力科学 研究所側	線量計算方位及び 方 位 WSW WNW NWN NNE NE ENE ESE SSE SSE SSE SSW SW	距 離 640 530 600 660 890 850 600 360 270 230 250 290 350 330 350 430	希ガスのγ線に起因する 実効線量 (μSv/y) 約3.2×10° 約2.4×10° 約1.8×10° 約1.4×10° 約1.1×10° 約1.5×10° 約2.2×10° 約3.4×10° 約4.5×10° 約4.5×10° 約4.5×10° 約4.5×10° 約4.6×10° 約3.0×10° 約2.5×10° 約4.3×10° 約5.5×10°	なし	周辺監視区域境界の変更は、線量が最大となる方位ではないため、評価結果に影響はない。(詳細は「2. 線量評価に係る影響評価及び分析」に示す)

原子炉設置 許可申請書	項目	記載	影響有無	理由
添付書類九	 5. 平常運転時における一般公衆の受ける線量評価 5.1 東海第二発電所の放射性廃棄物により一般公衆の受ける線量評価 5.1.1 線量の計算 5.1.1.3 よう素に起因する実効線量 5.1.1.3.1 気体廃棄物中に含まれるよう素に起因する実効線量 5.1.1.3.1.1 年平均地上空気中濃度の計算(3) 計算結果 第5.1-11表 よう素の年平均地上空気中濃度(東海第二発電所) 	周辺における将来の集落の形成を考慮した年平均地上空気中濃度が最大となる地点は、排気筒の南西約 4,400m であり、この地点におけるよう素-131 及びよう素-133 の年平均地上空気中濃度の計算結果は、第 5.1-11 表に示すとおり、それぞれ約 6.2×10 ⁻¹ 1Bq/cm ³ 及び約 9.8×10 ⁻¹¹ Bq/cm ³ である。	なし	年平均地上空気中濃度が最大となる地点に変更はない。(詳細は「2.線量評価に係る影響評価及び分析」に示す)
	5. 平常運転時における一般公衆の受ける 線量評価 5.1 東海第二発電所の放射性廃棄物により 一般公衆の受ける線量評価 5.1.2 線量の評価結果	周辺における将来の集落の形成を考慮し、気体廃棄物中の希ガスの γ 線による実効線量、液体廃棄物中の放射性物質(よう素を除く。)による実効線量並びに気体廃棄物中及び液体廃棄物中に含まれるよう素を同時に摂取する場合の実効線量を評価した結果は、それぞれ約 $2.8\mu{\rm Sv/y}$,約 $5.2\mu{\rm Sv/y}$ 及び約 $0.4\mu{\rm Sv/y}$ となり、合計約 $8.4\mu{\rm Sv/y}$ である。この値は、「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針」に示される線量目標値 $50\mu{\rm Sv/y}$ を下回る。	なし	周辺監視区域境界の変更は、線量が最大となる方位ではないため、 評価結果に影響はない。(詳細は「2.線量評価に係る影響評価及 び分析」に示す)

原子炉設置 許可申請書	項目	÷	記載		影響有無	理由
添付書類九	第 5.2-1 表 放出源の有効高さ		(m) 有効高さ 75 75 95 70 65 80 95 105 85 75		なし	周辺監視区域境界の変更により線量計算地点の選定の考え方が変わるものではなく影響はないまた、今回の作業用地の拡張に伴う放出源の有効高さを決定する風洞実験に対する影響はない。
添付書類十	 3. 事故解析 3. 4 環境への放射性物質の異常な放出 3. 4. 1 放射性気体廃棄物処理施設の破損 3. 4. 1. 3 核分裂生成物の放出量及び線量の評価 3. 4. 1. 3. 2 線量の評価 (3) 評価結果 第 3. 4. 1-2 表 放射性気体廃棄物処理施設の破損時の実効線量 	上記の評価方法に基づき、非居住区域境界の外における最大の実 効線量を評価した結果は第3.4.1-2表のとおりである。 上記の値から判断して本事故による周辺の公衆に与える放射線被 ばくのリスクは十分に小さいものと考えられる。 (mSv) 約5.3×10 ⁻²			なし	線量は非居住区域境界で評価しており、尚且つ、線量が最大となる方位は、周辺監視区域境界の変更となる方位ではないため、評価結果に影響はない。(詳細は「2.線量評価に係る影響評価及び分析」に示す)

原子炉設置 許可申請書	項目	記載	影響有無	理由
	3. 事故解析 3.4 環境への放射性物質の異常な放出 3.4.2 主蒸気管破断 3.4.2.4 核分裂生成物の放出量及び線量の評価 3.4.2.4.2 線量の評価 (3) 評価結果	上記の評価方法に基づき非居住区域境界外での実効線量を評価した結果は、第3.4.2-4表のとおり約1.8×10 ⁻¹ mSvである。上記の値から判断して、本事故による周辺の公衆に与える放射線被ばくのリスクは十分に小さいものと考えられる。	なし	線量は非居住区域境界で評価しており、尚且つ、線量が最大となる方位は、周辺監視区域境界の変更となる方位ではないため、評価結果に影響はない。(詳細は「2.線量評価に係る影響評価及び分
	第3.4.2-4表 主蒸気管破断時の実効線量	実 効 線 量 (mSv) 約1.8×10 ⁻¹		析」に示す)
添付書類十	3. 事故解析 3.4 環境への放射性物質の異常な放出 3.4.3 燃料集合体の落下 3.4.3.3 核分裂生成物の放出量及び線量の評価 3.4.3.3.2 線量の評価 (3) 評価結果	上記の評価方法に基づき非居住区域境界外での実効線量を評価した結果は、第3.4.3-2表のとおり約1.8×10 ⁻² mSvである。上記の値から判断して、本事故による周辺の公衆に与える放射線被ばくのリスクは十分に小さいものと考えられる。	なし	線量は非居住区域境界で評価しており、尚且つ、線量が最大となる方位は、周辺監視区域境界の変更となる方位ではないため、評価結果に影響はない。(詳細は「2.線量評価に係る影響評価及び分析」に示す) 線量は非居住区域境界で評価しており、尚且つ、線量が最大となる方位は、周辺監視区域境界の変更となる方位ではないため、評価結果に影響はない。(詳細は「2.線量評価に係る影響評価及び分析」に示す)
	第3.4.3-2表 燃料集合体の落下時の実効 線量	実 効 線 量 (mSv) 約1.8×10 ⁻²		
	3. 事故解析 3.4 環境への放射性物質の異常な放出 3.4.4 原子炉冷却材喪失 3.4.4.3 核分裂生成物の放出量及び線量の評価 3.4.4.3.2 線量の評価 (3) 評価結果	上記の評価方法に基づき非居住区域境界外での実効線量を評価した結果は、第3.4.4-3表のとおり約3.2×10 ⁻⁴ mSvである。 上記の値から判断して、本事故による周辺の公衆に与える放射線被ばくのリスクは十分小さいものと考えられる。	なし	
	第3.4.4-3表 原子炉冷却材喪失時の実効 線量	実 効 線 量 (mSv) 約3.2×10 ⁻⁴		

原子炉設置 許可申請書	項目	記載	影響有無	理由
添付書類十	3. 事故解析 3.4 環境への放射性物質の異常な放出 3.4.5 制御棒落下 3.4.5.3 核分裂生成物の放出量及び線量 の評価 3.4.5.3.2 線量の評価 (3) 評価結果	上記の評価方法に基づき非居住区域境界外での実効線量を評価した結果は、第3.4.5-2表のとおり約3.2×10 ⁻³ mSvである。上記の値から判断して、本事故による周辺の公衆に与える放射線被ばくのリスクは十分に小さいものと考えられる。	なし	線量は非居住区域境界で評価しており、尚且つ、線量が最大となる方位は、周辺監視区域境界の変更となる方位ではないため、評価結果に影響はない。(詳細は「2. 線量評価に係る影響評価及び分析」に示す)
	第3.4.5-2表 制御棒落下時の実効線量	実 効 線 量 (mSv) 約3.2×10 ⁻³		
	 4. 重大事故及び仮想事故 4.1 重大事故 4.1.1 原子炉冷却材喪失 (3) 線量の評価 c 評価結果 第4.1-6表 原子炉冷却材喪失時の線量(重大事故) 	上記の評価方法の基づき評価した非居住区域境界外での線量を評価した結果は、第 4.1-6 表のとおり小児の甲状腺に対して約 1.1 mSv 及び全身に対して (γ線) 約 3.1×10 ⁻² mSv である。 項 目 線 量 (mSv)	なし	線量は非居住区域境界で評価しており、尚且つ、線量が最大となる方位は、周辺監視区域境界の変更となる方位ではないため、評価結果に影響はない。(詳細は「2.線量評価に係る影響評価及び分析」に示す)
	 4. 重大事故及び仮想事故 4.1 重大事故 4.1.2 主蒸気管破断 (3) 線量の評価 c 評価結果 	上記の評価方法の基づき評価した非居住区域境界外での線量を評価した結果は、第 $4.1-9$ 表に示すとおり小児の甲状腺に対して約 $2.9\times10^1\mathrm{mSv}$ 及び全身に対して(γ 線)約 $5.8\times10^{-2}\mathrm{mSv}$ である。		線量は非居住区域境界で評価しており、尚且つ、線量が最大となる方位は、周辺監視区域境界の変更となる方位ではないため、評価結果に影響はない。(詳細は「2.線量評価に係る影響評価及び分析」に示す)
	第4.1-9表 主蒸気管破断時の線量(重大事 故)	項目 線量(mSv) 主蒸気隔離弁閉止前 主蒸気隔離弁閉止後 合計 小児の甲状腺に対する線量 約 2. 8×10¹ 約 5. 6×10⁻¹ 約 2. 9×10¹ γ線による全身に対する線量 約 4. 8×10⁻² 約 1. 1×10⁻² 約 5. 8×10⁻² (β線による皮膚に対する線量) (約 5. 2×10⁻²) (約 6. 6×10⁻³) (約 5. 8×10⁻²)		

原子炉設置 許可申請書	項目	記載	影響有無	理由
	4. 重大事故及び仮想事故4.2 仮想事故4.2.1 原子炉冷却材喪失(3) 線量の評価c 評価結果	上記の評価方法に基づき非居住区域境界外での線量を評価した結果は、第 $4.2-4$ 表のとおり成人の甲状腺に対して約 2.7×10^1 mSv及び全身に対して $(\gamma$ 線)約 1.6 mSv である。		線量は非居住区域境界で評価しており、尚且つ、線量が最大となる方位は、周辺監視区域境界の変更となる方位ではないため、評価結果に影響はない。(詳細は「2. 線量評価に係る影響評価及び分析」に示す)
	第4.2-4表 原子炉冷却材喪失の線量(仮想事故)	項 目 線 量 (mSv) 成人の甲状腺に対する線量 約 2. 7×10 ¹	なし	
添付書類十	 4. 重大事故及び仮想事故 4. 2 仮想事故 4. 2. 2 主蒸気管破断 (3) 線量の評価 c 評価結果 第4. 2-8表 主蒸気管破断時の線量(仮想事故) 	上記の評価方法に基づき非居住区域境界外での線量を評価した結果は、第 4.2-8 表のとおり成人の甲状腺に対して約 1.6×10 ¹ mSv及び全身に対して(γ線)約9.3×10 ⁻² mSvである。また、全身線量の積算値が最大となるのは、東京都、川崎市、横浜市、名古屋市、大阪市等の大都市を含む方向であり、第 4.2-5表に示すように、1995年の人口に対して約3.6×10 ⁻¹ 万人Svである。なお、2045年の推定人口に対しては第 4.2-6表に示すように、約3.1×10 ⁻¹ 万人Svである。 「項」 日		線量は非居住区域境界で評価しており、尚且つ、線量が最大となる方位は、周辺監視区域境界の変更となる方位ではないため、評価結果に影響はない。(詳細は「2.線量評価に係る影響評価及び分析」に示す)

原子炉設置 許可申請書	項目	記載	影響有無	理由
添付書類十	7. 重大事故に至るおそれがある事故及び 重大事故に対する対策の有効性評価 7.1 運転中の原子炉における重大事故に至 るおそれがある事故 7.1.6 LOCA時注水機能喪失 7.1.6.2 炉心損傷防止対策の有効性評価 (3) 有効性評価(敷地境界及び非居住区域 境界での実効線量評価)の条件	h. 敷地境界における大気拡散条件については、格納容器圧力逃がし装置を用いる場合は、地上放出、実効放出継続時間 1 時間の値として、相対濃度(χ/Q)を 8.2×10^{-5} (s/m^3)、相対線量(D/Q)を 9.9×10^{-19} (Gy/Bq)とし、耐圧強化ベント系を用いる場合は、排気筒放出、実効放出継続時間 1 時間の値として、相対濃度(χ/Q)は 2.0×10^{-6} (s/m^3)、相対線量(D/Q)は 8.0×10^{-20} (Gy/Bq)とする。また、非居住区域境界における大気拡散条件については、格納容器圧力逃がし装置を用いる場合は、地上放出、実効放出継続時間 1 時間の値として、相対濃度(χ/Q)を 3.1×10^{-5} (s/m^3)、相対線量(D/Q)を 4.1×10^{-19} (Gy/Bq)とし、耐圧強化ベント系を用いる場合は、排気筒放出、実効放出継続時間 1 時間の値として、相対濃度(χ/Q)は 2.0×10^{-6} (x/Q)は x/Q)は x/Q 0)とする。	なし	線量は敷地境界及び非居住区域境界で評価しており、尚且つ、線量が最大となる方位は、周辺監視区域境界の変更となる方位ではないため、評価結果に影響はない。(詳細は「2.線量評価に係る影響評価及び分析」に示す)
	7. 重大事故に至るおそれがある事故及び 重大事故に対する対策の有効性評価 7.1 運転中の原子炉における重大事故に至 るおそれがある事故 7.1.6 LOCA時注水機能喪失 7.1.6.2 炉心損傷防止対策の有効性評価 (4) 有効性評価の結果 b.評価項目等	格納容器圧力逃がし装置による格納容器ベント時の敷地境界での実効線量の評価結果は約 4.1×10^{-1} mSv であり、5mSv を下回る。また、耐圧強化ベント系による格納容器ベント時の敷地境界での実効線量の評価結果は約 6.2×10^{-1} mSv であり、5mSv を下回る。いずれの場合も周辺の公衆に対して著しい放射線被ばくのリスクを与えることはない。また、格納容器圧力逃がし装置による格納容器ベント時の非居住区域境界での実効線量の評価結果は約 1.6×10^{-1} mSv であり、耐圧強化ベント系による格納容器ベント時の非居住区域境界での実効線量の評価結果は約 6.2×10^{-1} mSv であることから、5mSv を下回る。	なし	線量は敷地境界及び非居住区域境界で評価しており、尚且つ、線量が最大となる方位は、周辺監視区域境界の変更となる方位ではないため、評価結果に影響はない。(詳細は「2.線量評価に係る影響評価及び分析」に示す)
添付書類十一	定款,登記簿の抄本並びに最近の財産目録, 貸借対照表及び損益計算書	_	なし	定款,登記簿の抄本並びに最近の財産目録,貸借対照表及び損益 計算書であり,周辺監視区域境界の変更による影響はない